

いちい信用金庫は皆さまとともに歩んでいきます

総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権をもち総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、会員数が大変多く総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員一人ひとりの意見が金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

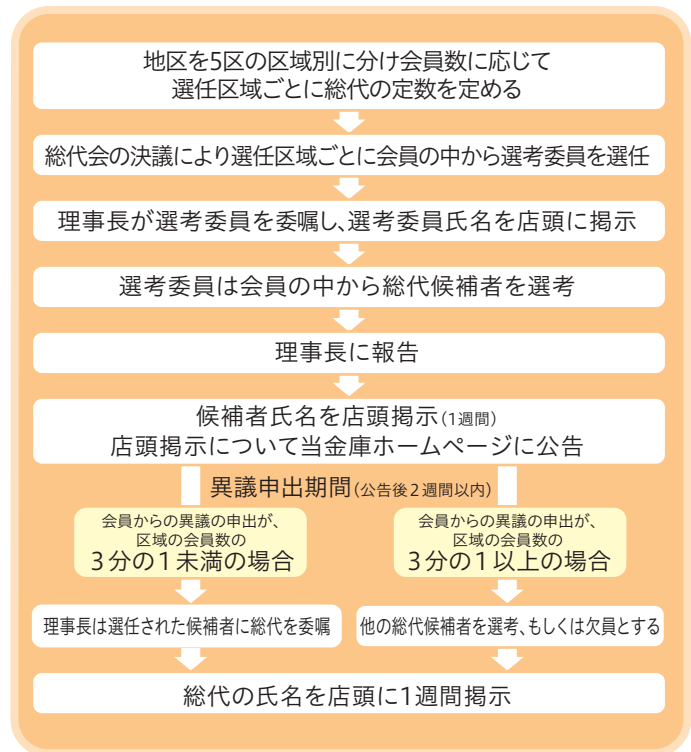
総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考基準に基づき、総代候補者選考委員会にて総代候補者を選考する。
- ③ 選考された総代候補者が、会員により信任され総代を委嘱される。
(候補者名を店頭掲示し所定の手続きを経た上で委嘱)

総代候補者の選考基準

- ① 当金庫の会員である方
- ② 総代就任日に満80歳未満の方
- ③ 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
- ④ 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ⑤ 良識をもって正しい判断ができる方
- ⑥ 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方



第89期通常総代会の決議事項

2024年6月18日(火)、本店2階いちいホールにて開催された第89期通常総代会において、次の事項がそれぞれ原案どおり承認・可決されました。

報告事項

第89期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分案承認の件	第5号議案	理事選任の件
第2号議案	定款の一部変更の件	第6号議案	監事選任の件
第3号議案	会員除名の件	第7号議案	役員賞与の支給の件
第4号議案	総代候補者選考委員選任の件	第8号議案	退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代の氏名(敬称略 五十音順)

(2024年6月30日現在・95名)

第1区 (定数20名)	地区	一宮市宮西連区、同貴船連区、同神山連区、同大志連区、同大和町連区、同丹陽町連区、同千秋町連区、同萩原町連区、稲沢市																		
	氏名	朝日 和夫②	伊藤 彰⑥	伊藤 伸一⑦	稲垣 宗久⑦	猪子 誠兒⑦	岩田 孝逸②	牛田 義郎⑤	大鹿 晃裕②	鎌田 芳彰⑤	川瀬 康之②	神戸 孝行①	木村 哲也①	久納 英治②	小出 晶子②	滝 善藏①	塚本 雅弘①	永井 文一⑦	西岡 則男⑦	則竹 伸也②
第2区 (定数21名)	地区	一宮市葉栗連区、同向山連区、同富士連区、同北方町連区、同今伊勢町連区、同奥町連区、同浅井町連区、同西成連区、同尾西地区、同木曾川地区																		
	氏名	青木 幸一③	岩田 功⑤	岩田 良司③	奥田 晏弘⑥	亀山 浩三②	小島 茂義②	榊原 讓②	杉山 義幸③	武田 浩志②	丹下 勝康⑥	辻 隆浩②	豊田京太郎⑦	中島 幸介②	中村 昌輝①	西川正一郎②	新田見 昭②	保浦 祥克②	水谷 建五②	吉山 重定⑦
第3区 (定数20名)	地区	岩倉市、江南市、清須市、北名古屋、岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、西春日井郡豊山町、岐阜県羽島郡一円、海津市のうち旧海津町、旧平田町、岐阜県本巣郡のうち北方町、岐阜県安八郡のうち安八町、輪之内町、大垣市のうち旧墨俣町																		
	氏名	岩田 進市①	大塚 良彦①	沖野 満②	加藤 寛子⑦	河村 貴司⑦	栗本 幸博②	小澤 吉伴②	小島 恒男⑥	柴田 芳樹②	杉浦 賢二③	高田 真宏⑦	田中 正美⑦	中野 泰利⑦	丹羽 規之⑦	沼田 和代③	野田 太一①	樋口 満子④	松浦 代助①	三島 正孝②
第4区 (定数22名)	地区	小牧市、春日井市、犬山市、名古屋市、丹羽郡一円、可児市(旧兼山町を除く)、尾張旭市、日進市、豊明市、長久手市、愛知郡東郷町																		
	氏名	池田 努③	石田 泉⑦	上野 元嗣⑥	大澤 和由②	小笠原邦博②	小川 正芳⑤	亀井 雅之⑦	柴原 正寛①	坂本 泰之②	澤木 寛⑤	高橋 敏雄④	谷川喜久雄②	長崎 昇平⑤	丹羽 秀忠⑦	原田 哲男②	前田三千夫⑤	松浦 一雄⑦	山田 勇⑦	横井 義明②
第5区 (定数17名)	地区	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡一円、三重県桑名郡のうち木曾岬町、桑名市のうち旧長島町																		
	氏名	青木 敏晴②	猪飼 充利①	池口 武徳②	加東 育郎①	近藤 利一①	佐藤 泰章⑤	立松 誠司②	勅使川原賢②	野田 真彦②	日笠 哲秀⑦	日比 照夫⑦	星野 雅俊⑥	前田 康貴②	八木 一⑦	山田 信善⑦	吉田 重俊⑦	渡辺 満信⑦		

(注)丸数字は総代の就任回数

総代の属性別構成比(職業・業種・年代別)

1. 職業別 (単位:%)

法人代表	個人事業主	個人
89.5	6.3	4.2

2. 業種別 (単位:%)

製造業	建設業	運輸業	卸売業	小売業	不動産業	医療・福祉	その他	個人
42.1	15.8	4.2	6.3	10.5	8.4	3.2	5.3	4.2

3. 年代別 (単位:%)

40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代~
0	18.9	27.4	46.3	7.4

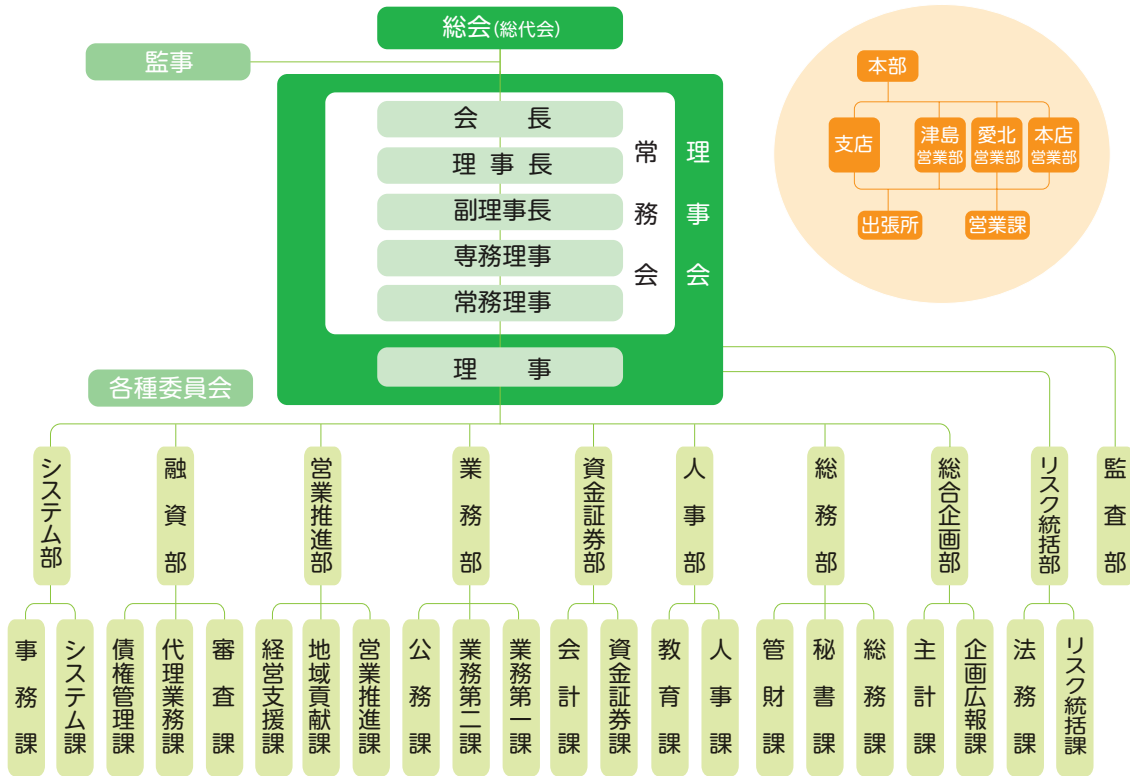
会員モニターアンケートの実施

一般会員の皆さまのご意見を総代会に反映させる仕組みとして、若手経営者等一般会員の方々にモニターを委嘱しております。

2023年度は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、意見交換会の開催に替え、会員モニターの皆様に「当金庫の取組みに関するアンケート」を実施しました。

今後も会員皆様のご意見を金庫経営に活かしてまいります。

組織図 (2024年6月30日現在)



役員 (2024年6月30日現在)

理事長 川口 敏男	理事 鈴木 勝裕 (総務部長)	理事 小川 秀樹 (非常勤)※1
常務理事 内村 光則 (総務部 業務部 営業推進部)	理事 松岡 文彦 (リスク統括部長 兼 人事部 長)	監事 木村 健一 (常勤)
常務理事 鈴木 浩 (総合企画部長 兼 リスク統括部 システム部 長)	理事 武田 吉朗 (津島営業部長 兼 佐織支店長)	監事 白瀧 智彦 (常勤)
常務理事 青木 孝積 (融資部長 兼 人事部 資金証券部 長)	理事 水野 晴海 (資金証券部長)	監事 河原 年高 (非常勤)※2
	理事 小林 徹 (システム部長)	
	理事 加藤 文規 (監査部長)	

※1 理事 小川秀樹は職員外理事です。
 ※2 監事 河原年高は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

主な業務内容

預金業務

- (1) 預金…………… 当座預金・普通預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金等
- (2) 譲渡性預金… 譲渡可能な預金

貸出業務

- (1) 貸付…………… 手形貸付・証書貸付・当座貸越
- (2) 手形の割引… 銀行引受手形・商業手形・荷付為替手形の割引

有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため国債・地方債・社債・株式・その他の有価証券への投資

為替業務

- (1) 内国為替……… 送金為替・当座振込・代金取立等
- (2) 外国為替……… 外貨両替および輸出入取引業務や海外送金等の取次業務

附帯業務

- (1) 代理業務
 - ・日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
 - ・地方公共団体の公金取扱業務
 - ・信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理店業務
 - ・株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- (2) 保護預りおよび貸金庫業務
- (3) 有価証券の貸付
- (4) 債務の保証
- (5) 公共債の引受
- (6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売
- (7) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介

法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1) 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
- (2) 当せん金付証券の販売事務等
- (3) 電子債権記録業に係る業務
- (4) 確定拠出年金法により行う業務
- (5) 共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)

報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。賞与につきましては、毎期総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、退職慰勞金額の決定方法を規程で定めております。

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	239

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」183百万円、「賞与」15百万円、「退職慰勞金」41百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号および第6号ならびに第3条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2023年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。